

道路位置指定 (法第42条第1項第5号道路)

申請書類一覧

(◆提出部数：正1部・副1部 (申請者返却用)

◆提出先：建築指導課)

| 申請書類 | | 様式 | 備考 | チェック欄 |
|--------------------|-----------------------|---|--|-------|
| 1 | 正本：道路位置指定 申請書 | 様式第16号 | (4) 関係土地地名地番は、道路部分及び宅地部分を記入すること。 | |
| | 副本：道路位置指定 通知書 | | | |
| 2 | 委任状 | | 代理人に委任する場合に添付すること。 | |
| 3 | 環境保全等に関する誓約書 | | 道路部分の地名地番を記入すること。 | |
| 4 | 印鑑証明書 | | 道路位置指定申請図の承諾書に実印を押した全ての該当者の分を添付すること。 | |
| 5 | 公図の写し | | 発行後3ヶ月以内のものとする。道路部分及び宅地部分を赤線で示すこと。転写者名印・転写年月日を記入すること。道路位置指定申請図に記載する場合は、添付は省略可とする。 | |
| 6 | 土地の全部事項証明書 (謄本) | | 発行後3ヶ月以内のものとする。道路部分に係る部分を添付すること。 | |
| 7 | 住民票等の写し | | 印鑑証明書と謄本に記載された内容に相違がある場合に添付すること。 | |
| 図面 | | 標準縮尺 | 明示する事項・備考 | チェック欄 |
| 道路位置指定申請図 (様式第17号) | | 申請図の様式内に納まらない場合は、申請図を複数枚とするか、別添としてください。 | | |
| ① | 案内図 (付近見取図) | | 申請地の位置、方位、縮尺等 住宅地図・都市計画白図等を参考に位置を記入すること。 | |
| ② | 地積図 (土地利用計画図) | 250分の1 又は 300分の1 | 位置指定道路の幅員・延長・隅切り・転回広場等の寸法、宅地の形状、杭の凡例、雨水排水施設・排水先・その他構造物の位置、標識の位置、構造図の断面位置、取付け道路の位置・名称・幅員、位置指定道路からの道路斜線制限を受けることとなる周辺の既存建築物の位置・形状 | |
| ③ | 構造図 (断面図) | 50分の1 以上 | 道路の断面 (幅員方向、断面が異なる場合は2面以上) …道路境界線、指定幅員・有効幅員、路盤材・舗装材の名称・厚さ、勾配 (%)、塀等の構造物の種類・寸法 排水施設の断面…側溝・浸透層等の種類・寸法 | |
| ④ | 承諾書 | | 承諾書の日付は、道路となる土地の所有者・権利者が、申請者に対し位置指定道路の築造を承諾した日付を記入すること。 道路となる土地の所有者・権利者の実印を押すこと。 | |
| ⑤ | 求積図・求積表 | | 道路面積、開発土地 (宅地) 面積、合計開発面積を算出すること。 | |
| その他、添付書類 及び 確認事項 | | | 備考 | チェック欄 |
| a | 取付け道路の幅員を示す資料 | | 境界協定図の写し、境界立会い証明書の写し 等 | |
| b | 道路後退用地整備の事前協議 | | 法第42条第2項の道路に接する場合は、別途申請をすること。 小山市建築指導課 建築指導係と協議。 | |
| c | 開発行為・まちづくり条例 | | 小山市建築指導課 開発指導係と協議。 | |
| d | 法定外公共物占用許可書の写し | | 開発土地内に赤道・水路等の法定外公共物が含まれている場合に添付すること。 小山市道路課と協議。 | |
| e | 水路使用承認 (同意) 書の写し | | 開発土地に水路が含まれている場合に添付すること。 土地改良区、水利組合と協議。 水路を道路等として利用することへの同意。 | |
| f | 周辺の既存建築物に対する道路斜線の検討図 | | 位置指定道路からの道路斜線制限を受けることとなる周辺の既存建築物がある場合に添付すること。 | |
| g | 道路法第24条の道路工事施行承認書等の写し | | 取付け道路において歩道切下げ工事等を行う場合に添付すること。 市道は小山市道路課、県道は栃木土木事務所、国道は国道事務所と協議。 | |
| h | 埋蔵文化財に関する協議書の写し | | 小山市教育委員会 文化振興課と協議。 | |
| i | 農地転用届出書 (許可済) の写し | | 道路となる土地の地目が農地の場合に添付すること。 小山市農業委員会 事務局と協議。 | |
| その他市長が必要とするもの | | | | |